

# 第8回教育委員会

平成30年3月28日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

議案  
議案第37号

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術  
の利用に関する規則の一部を改正する規則案

## 議案第37号

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大阪市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除  
太字は改正

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

#### 第4条 省 略

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律**

（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

**署名用電子証明書**

(3)－(4) 省 略

3－6 省 略

# 大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

## 1 改正の理由

本規則は、大阪市規則である大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（以下、「市規則」という。）に準じて、電子情報処理組織を使用する方法等により教育委員会等に係る申請、届出その他の手続等を行うことについて、必要な事項を定めていたところ、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」が「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改正されたことに伴い、市規則の一部が改正されることに合わせて、必要な規定整備を行うため、本規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。（第4条第2項第2号）

## 3 施行期日

公布の日

### 【参考】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（抄）  
（署名用電子証明書の発行）

第3条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2－8 省略